

監査報告書

学校法人静岡理工科大学
評議員会 御中

令和7年5月15日

学校法人静岡理工科大学

監事 中村 元保 
監事 望月 裕之 
監事 新井 英治 

私たち学校法人静岡理工科大学の監事は、私立学校法（令和5年5月8日施行）第37条第3項、4項及び学校法人静岡理工科大学寄附行為（令和6年4月1日施行）第8条第3項の定めに基づき、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における学校法人静岡理工科大学の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査しました。監査の結果、監事全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- （1）3名の監事が5月、9月、2月に開催の定例理事会及び評議員会と12月に開催された臨時の理事会及び評議員会に出席し必要に応じて意見を述べました。
- （2）中間決算監事監査と期末決算監事監査として延べ24日間、全所属12校と法人本部及び専門学校・日本語学院事業室の監査を実施しました。理事及び役職員から業務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。法人本部で決算書類及び財産目録証憑書類等と稟議書の閲覧、実査、照合を行い、学校法人の業務運営並びに財産の管理状況について、その正確性と妥当性について検証を加えました。

各所属の監査は所属計画達成状況報告書に基づき該当年度の経営計画および中期計画の進捗、達成状況等について所属長等とのヒアリングを実施し、監査調書に基づいて監査しました。

監査の結果について学校法人静岡理工科大学チェックリスト、所属監査調書、専門学校・日本語学院事業室監査調書、監事監査記録を作成後理事長に報告し、指摘・注意・提案についての対応を依頼しました。その後各所属の対応進捗状況について確認しました。

- （3）監事は、公認会計士との情報交換会を理事長及び法人担当理事等が同席の上、年3回（5月、11月、3月）実施し、公認会計士の監査計画・会計監査の実施状況、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、財産の状況等について情報交換し、連携を図りました。
- （4）監事は監査室を通して内部監査委員会と情報交換し、連携を図りました。
- （5）監事3名の内1名が経営委員会に出席し学校法人全体の情報を得て必要に応じて意見を述べました。

2. 監査の結果

監査の結果、学校法人静岡理工科大学の令和7年3月31日現在の財産目録及び計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び付属明細書、収益事業会計貸借対照表、収益事業会計損益計算書）、事業報告書は適正に表示されており、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はありません。

以上